

## お知らせ

記者発表資料	平成27年 1月30日
配布日時	14:00

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、広島県政記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

## 「土砂災害防止法」の改正等に係る説明会について

平成26年8月豪雨により広島市北部で発生した土砂災害等を踏まえ、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、「土砂災害警戒域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、土砂災害防止法）が平成26年11月19日に改正されました。

これを受けて、土砂災害防止法を一部改正する法律の施行等にあたって、国土交通省より各自治体の担当者を対象とした説明会を各地方ブロック毎に実施しています。中国ブロックについては、下記のとおり説明会を開催することとしましたのでお知らせします。

- 開催日時：平成27年2月4日（水）15:30～17:00
- 開催場所：KKRホテル広島（1F 孔雀（大））  
広島市中区東白島町19-65
- 議事内容：土砂災害防止法の改正等に係る説明
- 対象者：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、  
市町村等の土砂災害防止法の適用に係る機関の担当者

※カメラ撮影は頭撮りのみとさせていただきます。

※説明会の中で質疑応答の時間を設けておりますが、質疑応答については本説明会の主旨上、土砂災害防止法の適用に係る機関の担当者からのみとさせていただきます。

### <問い合わせ先>

中国地方整備局 082-221-9231（代表）：（平日・昼間）

#### 【担当】

河川部 土砂防災対策分析官 うえ だ けん じ 植 田 憲 治 （内線3531）

地域河川課長 さ とう あつ し 佐 藤 敦 司 （内線3811）

#### 【広報担当窓口】

広報広聴対策官 さか もと しげ ゆき 坂 本 繁 幸 （内線2117）

企画部 環境調整官 た お かず なり 田 尾 和 也 （内線3114）

# ●土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

平成26年8月豪雨により広島市北部で発生した土砂災害等を踏まえ、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、都道府県に対する基礎調査の結果の公表の義務付け、都道府県知事に対する土砂災害警戒情報の市町村長への通知及び一般への周知の義務付け、土砂災害警戒区域の指定があった場合の市町村地域防災計画への記載事項の追加等の措置を講ずる。

## 背景

- 土砂災害警戒区域等の指定だけでなく基礎調査すら完了していない地域が多く存在し、住民に土砂災害の危険性が十分に伝わっていない。
- 土砂災害警戒情報が、直接的な避難勧告等の基準にほとんどなっていない。
- 避難場所や避難経路が危険な区域内に存在するなど、土砂災害からの避難体制が不十分な場合がある。

## 改正案の概要

### 土砂災害の危険性のある区域の明示

#### 基礎調査の結果の公表

- 住民に土砂災害の危険性を認識してもらうとともに、土砂災害警戒区域等の指定を促進させるため、都道府県に対し、基礎調査の結果について公表することを義務付ける。

#### 基礎調査が適切に行われていない場合の是正要求

- 国土交通大臣は、基礎調査が適正に行われていない場合、都道府県に対し是正の要求を行うものとする。（国は、都道府県から基礎調査の報告を受け、進捗状況を把握し公表「法に基づく基本指針で明記」）

### 円滑な避難勧告等の発令に資する情報の提供

#### 土砂災害警戒情報の市町村への通知及び一般への周知

- 避難勧告等の発令に資するため、
  - ①土砂災害警戒情報について、新たに法律上に明記するとともに、
  - ②都道府県知事に対し、土砂災害警戒情報について関係市町村の長に通知すること、
  - ③都道府県知事に対し、土砂災害警戒情報について一般に周知すること、を義務付ける。

#### 避難勧告等の円滑な解除

- 市町村が避難勧告等の解除のための助言を求めた場合、国土交通大臣及び都道府県知事が必要な助言を行うことを義務付ける。

### 避難体制の充実・強化

#### 市町村地域防災計画への避難場所、避難経路等の明示

- 市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域について、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項等を定めることにより、安全な避難場所の確保等、避難体制の充実・強化を図る。
- 市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等に対する土砂災害警戒情報の伝達等について定めることとする。

### 国による援助

#### 国土交通大臣による助言、情報の提供等の援助に係る努力義務

- 国土交通大臣は、都道府県及び市町村による土砂災害防止対策の推進に資するため、必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならないこととする。